

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

2.1 環境影響評価を実施しようとする地域

本事業による環境影響評価を実施しようとする地域（以下「調査地域」という。）は、後述の自然的状況及び社会的・文化的状況の基本的な調査対象範囲のうち、最も広域的に影響が生じると想定される景観の調査対象範囲である「対象事業実施区域及びその周囲9.3kmの範囲」（該当市町：伊根町、京丹後市及び宮津市）とした。

調査地域における、自然的状況及び社会的・文化的状況の基本的な調査対象範囲とその設定理由を以下に示す。

(1) 自然的状況の基本的な調査対象範囲

地域特性を把握する範囲は、「技術指針及び発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年 通商産業省令第54号）（以下「主務省令」という。）第4条第2項第1号及び「発電所に係る環境影響評価の手引」（平成29年 経済産業省）（以下「手引」という。）を参考に、環境影響を受けるおそれがある地域として「対象事業実施区域及びその周囲1km」を基本とした。

ただし、騒音・超低周波音、振動及び人と自然との触れ合いの活動の場については、対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲と主要な交通ルートの沿線上を、地域特性を把握する範囲とした。また、景観については、対象事業実施区域から9.3kmの範囲を、地域特性を把握する範囲とした。

(2) 社会的状況の基本的な調査対象範囲

地域特性を把握する範囲は、「対象事業実施区域及びその周囲1km」を基本とした。

ただし、人口及び産業の状況、下水道の設備の状況、都市計画法に基づく地域指定状況については伊根町、京丹後市及び宮津市、交通の状況については、主要な交通ルートの沿線上、環境の保全についての配慮が特に必要な施設等については、対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲と主要な交通ルートの沿線上を、地域特性を把握する範囲とした。また、公害関係法令等については、対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲と主要な交通ルートの沿線上を、自然関係法令等については、対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲を、地域特性を把握する範囲とした。廃棄物の状況については、手引を参考に対象事業実施区域及びその周囲50kmの範囲を、地域特性を把握する範囲とした。

2.2 自然的状況

自然的状況の概要を表2.2-1に示す。

表 2.2-1 (1) 調査地域における自然的状況の概況

項目	地域特性
気象	基本的な調査対象範囲には気象観測所は存在していない。 基本的な調査対象範囲は、年間平均風速 5.0～8.0m/s クラスの地域に属している。
大気質	基本的な調査対象範囲において大気測定局は存在していない。 平成 30 年度の大気汚染に関する苦情受付件数は、伊根町 0 件、京丹後市 1 件、宮津市 0 件の計 1 件であった。
騒音	基本的な調査対象範囲において騒音測定地点は存在していない。 平成 30 年度の騒音に関する苦情受付件数は、伊根町 0 件、京丹後市 1 件、宮津市 0 件の計 1 件であった。
超低周波音	基本的な調査対象範囲において超低周波音の測定は行われていない。 平成 30 年度の超低周波音に関する苦情の集計はされていない。
振動	基本的な調査対象範囲において振動の測定は行われていない。 平成 30 年度の振動に関する苦情受付件数は 0 件であった。
水象	基本的な調査対象範囲には二級河川の筒川及びその支流、宇川水系の支流が存在する。
水質	基本的な調査対象範囲及び対象事業実施区域が主に位置する筒川の下流域において、水質の測定は行われていない。 平成 30 年度の水質汚濁に関する苦情受付件数は、伊根町 0 件、京丹後市 3 件、宮津市 1 件の計 3 件であった。
水底の底質	基本的な調査対象範囲において水底の底質のダイオキシン類の測定は行われていない。
地下水	基本的な調査対象範囲において、地下水に係る水質の測定は行われていない。
土壌	基本的な調査対象範囲の大部分は乾性褐色森林土壌であり、北側には褐色森林土壌及び細粒灰色低地土壌が、南西側には褐色森林土壌が分布している。対象事業実施区域の大部分は、乾性褐色森林土壌が分布している。 基本的な調査対象範囲では、土壌汚染対策法に規定する「要措置区域等」及び農用地土壌の汚染防止等に関する法律に規定する「農用地土壌汚染対策地域」に指定されている地域はなかった。 平成 30 年度の土壌汚染に関する苦情受付件数は、0 件であった。
地盤	平成 30 年度の地盤沈下に関する苦情受付件数は、0 件であった。
地形	基本的な調査対象範囲においては、小起伏山地及び中起伏山地がそれぞれ調査対象範囲の概ね半分を占めている。対象事業実施区域内では、南西側が中起伏山地、北東側が小起伏山地となっている。 なお、基本的な調査対象範囲には典型地形は存在しなかった。 基本的な調査対象範囲においては、平均傾斜角度 5°～35° のメッシュが分布している。また、対象事業実施区域内においては、平均傾斜角度は 10°～30° のメッシュが分布している。対象事業実施区域の大部分は平均傾斜角度 10°～15° と緩傾斜であるが、西側の平均傾斜角度は 25°～30° と大きくなっている。
地質	基本的な調査対象範囲においては主に安山岩質岩石がみられ、中央部及び東部に礫岩・砂岩・泥岩互層（新第三系）が分布している。 対象事業実施区域における表層地質は主に安山岩質岩石であるが、南西部には礫岩・砂岩・泥岩互層（新第三系）が分布している。
重要な地形及び地質	基本的な調査対象範囲において重要な地形及び地質は存在していない。

表 2.2-1 (2) 調査地域における自然的状況の概況

項目	地域特性
重要な自然現象	基本的な調査対象範囲において重要な自然現象はない。
動物	<p>基本的な調査対象範囲で確認されている動物の生息状況は以下のとおりである。</p> <p>哺乳類は 12 科 19 種が確認された。重要な種は、ユビナガコウモリ、スミスネズミ、ツキノワグマの 3 種が確認された。</p> <p>鳥類は 44 科 131 種が確認された。重要な種は、クマタカ、フクロウ等の 42 種が確認された。</p> <p>爬虫類は 5 科 9 種が確認された。重要な種は、ニホンイシガメ、ニホントカゲ等の 7 種が確認された。</p> <p>両生類は 6 科 15 種が確認された。重要な種は、ヒダサンショウウオ、ニホンアカガエル等の 11 種が確認された。</p> <p>昆虫類は 192 科 757 種が確認された。重要な種は、ハッチョウトンボ、ゲンジボタル等の 34 種が確認された。</p> <p>魚類は 15 科 37 種が確認された。重要な種は、ニホンウナギ、ゲンゴロウブナ等の 10 種が確認された。</p> <p>底生動物は 60 科 128 種が確認された。重要な種は、マシジミ、ヌマエビ、モクズガニの 3 種が確認された。</p> <p>対象事業実施区域が位置する丹後半島全域は、国際自然保護連合 (IUCN) レッドリストにおいて「深刻な危機 (CR)、危機 (EN)」に該当する種が 1 個体でも存在するサイトとして、KBA (危機性) に選定されている。</p> <p>また、基本的な調査対象範囲において注目すべき生息地は確認されなかった。</p>
植物	<p>基本的な調査対象範囲では、151 科 950 種の植物が確認された。重要な種は、キヌヤナギ、ミズタガラシ等の 106 種が確認された。</p> <p>対象事業実施区域は標高約 500～600m 前後に位置し、ヤブツバキクラス域に属している。対象事業実施区域内は主にスギ・ヒノキ・サワラ植林及びブクリーミズナラ群集が分布している。</p> <p>基本的な調査対象範囲では、植生自然度 9 以上の植生及び巨樹・巨木林 (1 箇所) が確認された。特定植物群落等、その他の重要な群落等は確認されなかった。</p>
生態系	<p>対象事業実施区域は、全区域が樹林地に分類される。対象事業実施区域内の中央部はヒノキ・サワラ植林であり、北側から西側の斜面は概ねブクリーミズナラ群集となっている。</p> <p>基本的な調査対象範囲は、大部分が落葉広葉樹林及び植林地を占めており、山地・樹林性を中心とした生物群集による生態系が形成されていると考えられる。また、筒川の源流域に位置することから、湧水由来の湿地などが分布する可能性もあり、このような場所ではアベサンショウウオ等が生息する可能性があると考えられる。河川には溪流性のヒダサンショウウオ、カジカガエル、アカザ等が生息する可能性があると考えられる。</p> <p>これらの生物群集の上位には、山地性のクマタカや里地に近い場所ではオオタカ等の森林性猛禽類が生息する可能性があると考えられる。</p>

2.3 社会的・文化的状況

社会的・文化的状況の概要を表2.3-1に示す。

表 2.3-1 (1) 調査地域における社会的・文化的状況の概況

項目	地域特性
人口	基本的な調査対象範囲には 4 地区が含まれており、地区の人口比較では京丹後市野間須川が 75 人、35 世帯と最も多かった。また、伊根町、京丹後市及び宮津市における世帯数は平成 28 年度からほぼ横ばいであるが、人口はやや減少傾向である。
産業	産業の状況は、分類別では、第三次産業の占める割合が最も大きかった。 また、業種別で見ると、伊根町においては建設業の割合が最も大きく 19.7%、次いで公務で 15.2%、農林水産業で 13.6%であった。京丹後市においては鉱業及び製造業の割合が最も大きく 15.8%、次いで保健衛生・社会事業で 14.0%、不動産業で 13.4%であった。宮津市においては不動産業が最も大きく 14.2%、次いで鉱業及び製造業で 11.4%、保健衛生・社会事業で 8.9%であった。
行政区画	対象事業実施区域は主に伊根町内で、南端部は京丹後市に位置している。
土地利用	対象事業実施区域内の土地利用区分は主に森林であるが、約 3ha が既設太鼓山風力発電所の用地であり、一部建物用地が含まれている。 対象事業実施区域では、既設太鼓山風力発電所が稼働している。
河川の 利用状況	基本的な調査対象範囲においては、対象事業実施区域の南西側へ流下する宇川の支流である 3 河川が水面漁業権設定区域に含まれており、あゆ、うなぎ、ます類が漁業権魚種になっている。 基本的な調査対象範囲内では、表流水を水源とする簡易水道事業は行われていなかった。 なお、対象事業実施区域は主に筒川の流域に位置しており、筒川の下流域には伊根町簡易水道が存在する。
地下水の 利用状況	基本的な調査対象範囲内では、地下水（湧水）を水源とする簡易水道及び小規模水道事業は行われていなかった。 なお、対象事業実施区域は主に筒川の流域に位置しており、筒川の下流域には寺領簡易水道が存在する。
交通の状況	基本的な調査対象範囲においては、13 路線で交通量が調査されている。このうち、最も交通量が多い路線は一般国道 178 号であり、昼間 12 時間交通量（平日）が 7,289 台、24 時間自動車類交通量（平日）が 9,549 台であった。
学校、病院等の 環境保全対象施設	対象事業実施区域及びその周囲 1km の範囲には、配慮が特に必要な施設は存在しないが、主要な交通ルートの沿線には社会福祉施設が 2 施設、医療施設が 3 施設、教育施設が 4 施設存在している。また、対象事業実施区域の最寄りの住宅は伊根町に存在し、その距離は約 1.8 km であった。
下水道等の整備 の状況	伊根町では浄化槽及び漁業集落排水が整備されており、平成 30 年度末の汚水処理人口は 1,461 人、汚水処理人口普及率は 69.7%であった。 京丹後市では、下水道、農業集落排水、浄化槽、漁業集落排水が整備されており、平成 30 年度末の汚水処理人口は 42,448 人、汚水処理人口普及率は 77.6%であった。 宮津市では、下水道及び浄化槽が整備されており、平成 30 年度末の汚水処理人口は 14,065 人、汚水処理人口普及率は 78.5%であった。

表 2.3-1 (2) 調査地域における社会的・文化的状況の概況

項目	地域特性
<p>環境の保全を目的とする法令等により指定された地域及び基準の状況</p>	<p>●生活環境関係法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染 大気汚染防止法では、工場・事業場に設置されているばい煙・粉じん発生施設等に対し、排出基準または構造等に関する基準を定め、大気汚染の防止を図っている。風力発電所については規制対象に含まれない。 ・騒音 基本的な調査対象範囲において、騒音に係る環境基準の類型指定はされていない。 基本的な調査対象範囲は、騒音規制法に基づく騒音について規制する地域（指定地域）には該当しない。 本事業は、事業計画によっては京都府環境を守り育てる条例に定める特定施設を設置する可能性がある。 また、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」では、風車騒音に関する指針値は残留騒音に5dBを加えた値とされている（残留騒音が30dBを下回るような著しく静穏な環境である場合を除く）。 ・振動 基本的な調査対象範囲は、振動規制法に基づく騒音について規制する地域（指定地域）には該当しない。 ・悪臭 対象事業実施区域が主に位置する伊根町は、悪臭防止法に基づく規制地域を指定していない。ただし、対象事業実施区域の南端が一部位置する京丹後市は、旧大宮町の区域を規制地域として指定している。また、宮津市は、全域を規制地域として指定している。 ・水質汚濁 基本的な調査対象範囲において、水質に係る環境基準の類型指定はされていない。 水質汚濁防止法では、工場及び事業所からの排水について排水基準を規定している。風力発電事業に関しては、当該法の適用を受ける施設はない。 ・土壌汚染 基本的な調査対象範囲においては、土壌汚染対策法に基づく指定区域及び調査対象とされた土地はない。なお、事業の実施にあたっては、3,000㎡以上の掘削を伴う土地の形質の変更を行う場合は、本法に則り手続きを行う必要がある。 ・地盤沈下 工業用水法及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律に規定する規制区域については、基本的な調査対象範囲では指定されていない。

表 2.3-1 (3) 調査地域における社会的・文化的状況の概況

項目	地域特性
<p>環境の保全を目的とする法令等により指定された地域及び基準の状況</p>	<p>●自然環境関係法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法 基本的な調査対象範囲は、自然公園法に規定する丹後天橋立大江山国定公園に指定されている。対象事業実施区域の大部分は自然公園に指定されていないが、南端の一部が国定公園の第2種及び第3種特別地域に指定されている。 ・鳥獣保護区 基本的な調査対象範囲は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する弥栄町スイス村鳥獣保護区に指定されている。対象事業実施区域の大部分は鳥獣保護区に指定されていないが、南端の一部が鳥獣保護区に指定されている。 ・保安林 基本的な調査対象範囲には、森林法に規定する保安林（なだれ防止保安林）が位置する。なお、対象事業実施区域には保安林は存在していない。 ・砂防指定地 基本的な調査対象範囲は、砂防法に規定する砂防指定地に該当する。なお、対象事業実施区域は砂防指定地に指定されていない。 ・農業振興地域の整備に関する法律に基づく指定地域 基本的な調査対象範囲は、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農業振興地域及び農用地区に該当する。なお、対象事業実施区域は、農業振興地域及び農用地区に該当していない。 <p>●環境保全計画等</p> <p>京都府、伊根町、京丹後市及び宮津市が策定している環境保全に関する計画は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新京都府環境基本計画 ・京丹後市環境基本計画 ・第5次伊根町総合計画 ・伊根町景観計画 ・京都府景観条例 ・天橋立周辺地域景観まちづくり計画 ・宮津・天橋立景観計画
<p>文化財及び埋蔵文化財包蔵地</p>	<p>基本的な調査対象範囲には埋蔵文化財包蔵地はなかった。 また、史跡・名勝・天然記念物・指定文化財はなかった。</p>
<p>廃棄物</p>	<p>基本的な調査対象範囲における産業廃棄物の中間処理施設は56件、最終処分場施設は2件であった。</p>